

横浜市犯罪被害者等支援条例の制定について

1 趣旨

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の施行後、本市では平成 24 年に犯罪被害者相談室を設置し、横浜市犯罪被害者等支援事業実施要綱に基づき、犯罪被害者等の支援を行ってきました。

この間の、国や犯罪被害者、支援団体等からの要請の高まり等を踏まえ、「横浜市犯罪被害者等施策に関する懇談会」での意見聴取や市民意見募集を実施した結果、本市としても、市民等の理解や協力の拡大、安定的かつ継続的な支援の推進等の観点から、条例を制定する必要があると判断しました。

以上のことから、横浜市犯罪被害者等支援条例（以下「条例」という。）を制定します。

2 条例の概要

条 文	項 目	概 要
第 1 条	目的	犯罪被害者等の支援等に関し、基本理念を定め、並びに本市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする旨を定めます。
第 3 条	基本理念	犯罪被害者等への支援は、 (1) 犯罪被害者等の尊厳に配慮して行うこと (2) 被害の状況等に応じ、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携・協力して行うこと (3) 犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害しないようにするとともに、二次被害等の防止に配慮して行うこと、等を定めます。
第 4 条・ 第 7 条	市の責務	市は、犯罪被害者等の支援のため、総合支援窓口を設置のうえ、基本理念にのっとりた施策を策定し、実施することを定めます。
第 5 条	市民等の 責務	犯罪被害者等の状況や支援の必要性への理解を深めること等及び市の施策への協力を努めることを定めます。
第 6 条	事業者の 責務	犯罪被害者等の状況や支援の必要性への理解を深めること及び犯罪被害者等の就労、事業者に求められる手続等に配慮するよう努めることを定めます。
第 8 条～ 第 14 条	支援策等	市は、 (1) 犯罪の被害者等に対し、相談及び必要な情報の提供等の支援を行うこととし、市内で発生した犯罪の場合は、市外在住者についても同様の支援を行うこと。 (2) 被害者のうち市内在住者に対しては、犯罪の発生場所の市内外を問わず、家事等の支援サービス、居住の確保、経済的負担の軽減及び精神的被害の回復等に関する支援を行うこと、を定めます。 また、関係機関等と連携した総合的支援体制の整備、支援人材の育成、民間支援団体への支援、市民等への啓発活動を行うことを定めます。

3 施行予定日

平成 31 年 4 月 1 日

【参考】

1 市民意見募集結果の反映

(1) 直接、条例に反映したもの

- ・「二次的被害」では重要性が低いと誤解されるため、「二次被害」とした方が正確である
- ・再被害について規定してほしい
- ・対象の犯罪被害者等に必要であれば旅行者も入れてほしい
- ・民間支援団体について定義し、当事者団体なども加えてほしい

(2) 施策や事業の実施にあたって反映するもの

- ・基礎的自治体だからこそ、日常生活支援は、きめ細かく実施してほしい
- ・支援にあたっては、手続きの簡素化や迅速な実施に努めるべき
- ・区役所等、身近な場所での相談を実施してほしい
- ・地域や事業者への周知・広報の促進をしてほしい など

2 今後の施策の方向性

これまで、個別相談や付添い支援などのほか、既存の福祉保健サービスの提供に努めてきましたが、これら既存制度のみでは、犯罪被害の状況によって、十分な支援を行えない場合があります。

そこで、条例案に基づき、国や県との役割分担を踏まえながら、日常生活を円滑に営むことができるよう支援策の充実を検討してまいります。

具体的には、

- ・既存の福祉保健制度では支援対象とならない被害者等へのヘルパー派遣や、一時保育への助成、見舞金の支給といった支援項目の拡充
- ・その他、住居支援、法律相談、カウンセリング機会の拡充といった精神面への支援等の充実を図ります。

あわせて、支援人材の育成や広報啓発の充実等にも努めてまいります。